

内国法人の外国税額の控除に関する明細書

事業年度等	・	・	法人名
-------	---	---	-----

別表六(二) 平成三十一・四・一以後終了事業年度等分

I 法人税に係る外国税額の控除に関する明細書

当期の控除対象外国法人税額 (別表六(二)の二)「21」)		1	円	区 分		国外所得対応分	①のうちの 非課税所得分
当期の法人税額の控除限度額の計算	当期の法人税額 (別表一「4」-別表六(五)の二)「5の③」 -別表七(三)「1」 (マイナスの場合は0)	2		当期のその他の国外源泉所得に係る 当期利益又は当期欠損の額	21	円	円
	所得金額又は欠損金額 (別表四「47の①」)	3		納付した控除対象外国法人税額	22		
	繰越欠損金又は災害損失金の当期控除額 (別表七(一)「4の計」)	4		交際費等の損金不算入額	23		
	被合併法人等の最終の事業年度の欠損金の損金算入額 (別表四「26の①」)	5		貸倒引当金の戻入額	24		
	組合等損失額の損金不算入額 (別表九(二)「6」)	6			25		
	組合等損失超過合計額の損金算入額 (別表九(二)「9」)	7			26		
	計 (3)+(4)+(5)-(6)+(7) (マイナスの場合は0)	8			27		
	国外事業所等帰属所得に係る所得の金額 (別表六(二)付表一「25」)	9			28		
	その他の国外源泉所得に係る所得の金額 (43の①)	10			29		
	(9)+(10) (マイナスの場合は0)	11			30		
	非課税国外所得の金額 (43の②)+別表六(二)付表一「26」 (マイナスの場合は0)	12			31		
	(11)-(12) (マイナスの場合は0)	13			小 計	32	
	(8) × 90%	14			貸倒引当金の繰入額	33	
	調整国外所得金額 (13)と(14)のうち少ない金額	15				34	
	法人税の控除限度額 $(2) \times \frac{(15)}{(8)}$	16				35	
	法第69条第1項により控除できる金額 (1)と(16)のうち少ない金額	17				36	
	法第69条第2項により控除できる金額 (別表六(三)「30の②」)	18				37	
	法第69条第3項により控除できる金額 (別表六(三)「34の②」)	19				38	
	当期に控除できる金額 (17)+(18)+(19)	20				39	
						40	
					41		
					小 計	42	
					計	43	
					(21)+(32)-(42)		

II 地方法人税に係る外国税額の控除に関する明細書

当期の控除対象外国法人税額 (1)	44	円	課税標準法人税額 (別表一「4」)	47	円	000
法人税の控除限度額 (16)	45		地方法人税額 $(47) \times (4.4\% \text{又は} 10.3\%) - (((\text{別表六(五)の二)「5の③」}) + (\text{別表十七(三)の十二)「1」}) - (47)) \text{と} 0 \text{のうち多い金額}$ (マイナスの場合は0)	48		
差引控除対象外国法人税額 (44)-(45)	46		地方法人税控除限度額 $(48) \times \frac{(15)}{(8)}$	49		
			外国税額の控除額 (46)と(49)のうち少ない金額	50		